

第1292回 高知市教育委員会 1月定例会 議事録

1 開催日 令和6年1月23日(火)

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第1号 高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

報告 ○高知商業高等学校のタブレット端末導入の経過と国の動向について

○高知商業高等学校の新たな制服「Cタイプ」の導入について

○高知市立中学校の制服の状況について

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	松 下 整
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐

(2) 事務局	教育次長	山 中 浩 介
	教育次長	植 田 浩 二
	教育政策課長	岸 田 正 法
	学校教育課長	竹 内 清 貴
	人権・こども支援課長	岡 本 政 則
	教育政策課長補佐	神 岡 純 子
	商業高等学校教頭	成 瀬 孝 治
	商業高等学校管理主幹	朝 倉 壽 信
	学校教育課学校教育班長	入 江 洋
	教育政策課総務担当係長	栗 本 佳 美
	教育政策課主査補	四 國 真 衣

5 欠席者	2 番委員	谷 智 子
-------	-------	-------

1 令和6年1月23日（火） 午後3時30分～午後4時10分（たかじょう庁舎6階大会議室）

2 議事内容

開会 午後3時30分

松下教育長

ただいまから、第1292回高知市教育委員会1月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は野並委員、お願いいたします。

野並委員

はい。

松下教育長

本日は議案が1件、報告事項が3件となっています。

それでは、議案審査に移ります。

日程第2 市教委第1号「高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。

学校教育課長

日程第2 市教委第1号「高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」御説明いたします。お手元の資料（文科省通知文）は、令和5年7月5日付け、文部科学省からの通知文でございます。

本通知文では、2ページにありますように、「各教育委員会において、国が作成した参考例を養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容を定めるための基礎資料として活用し、必要に応じて、参考例を活用して関係規定等を整備し、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化を図り、養護教諭及び栄養教諭がその専門性を発揮し本来の職務に集中できるような環境を整備すること」が記されております。

このことと関連しまして、令和5年2月の定例教育委員会におきまして、令和2年7月17日付けの文部科学省からの通知を基に、教諭等及び事務職員の標準的な職務の明確化につきまして、本委員会の委員の皆様から御意見をいただき、高知市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正しております。

つきましては、この度は、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容を定めるための、高知市立学校の管理運営に関する規則の一部を資料（改正文・新旧対照表）にありますとおり改正したいと考えております。

なお、本規則の一部改正が認められましたら、職務の遂行に関し必要な事項としまして、「高知市立学校における養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務内容及び職務の遂行に関する要綱」を作成してまいります。

説明は以上でございます。

松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

森田委員

一つ確認ですけれど、高知市で今まで養護教育の教諭の職務に関して、課題は特になかったのですか。

学校教育課長

おっしゃるように養護教諭・栄養教諭等に関するということの中で、具体的なこういった職務の明確化というのはございませんでしたので、国からこういったものが定められたことを受けて、高知市でも対応させていただきたいと思っています。

森田委員

ありがとうございます。

西森委員

今回の案は、管理運営に関する規則に必要な事項を定めるという、その根拠規定の御説明でした。肝心なのは必要な事項だと思うのですが、これはいつ頃どういったプロセスで作られる御予定ですか。

学校教育課学校教育班長

御承認いただけましたら、要綱で、教諭等や事務職員と同じように、別表という形で基本的な職務内容を改めて提案をさせていただいて決定し、それを4月1日から各学校にお知らせをいたします。

西森委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

松下教育長

よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

松下教育長

ほかに御意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第1号「高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

松下教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第1号は、原案のとおり決しました。

続いて、報告事項です。

「高知商業高等学校のタブレット端末導入の経過と国の動向について」、事務局からの説明をお願いします。

商業高等学校管理主幹

資料は報告資料①になります。高知商業高等学校ではGIGAスクール構想推進のもと、生徒が一人1台のタブレット端末を使用しての授業、家庭学習を行っています。

タブレット端末を使用しての学習は平成28年度から始まっておりまして、導入当初からの5か年は、保護者負担によるレンタル端末を使用していました。令和3年度は国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用して870台のタブレット端末を調達し、生徒全員に貸与することとしました。続く令和4年度、5年度も、卒業生の返却した端末を新一年生に貸与することで、生徒全員への貸与を続けてきました。

タブレット端末を貸与することのメリットは、生徒の経済的負担がないことです。しかし、端末の調達から3年となることから、老朽化による不具合の発生が懸念されることや、貸与端末は学校の管理下にあるため、生徒が利用を希望するアプリを独自にインストールすることができないこと、またこれまで使用してきた情報の蓄積により、各端末の保存領域に余裕がないことなどの課題も発生しています。

課題の簡単な解決方法は端末の買換えですが、小・中学校とは異なり、高等学校には国からの支援がございません。また、高知市の財政状況の問題もあり現状では困難です。文部科学省は、高等学校に対して一人1台端末を整備することを学校設置者に求めています。整備費用の支援につきましては、低所得世帯への支援に限定されておりますことから、全国の高等学校では、公費で端末を整備した自治体と保護者負担で整備した自治体とが半々という状況です。高知商業高等学校と同じ課題を持つ自治体は多いことから、今後、国から高等学校の端末の更新について考え方が示される可能性はありますが、現段階では国からは何も動きがない状況です。

これらのことから、高知商業高等学校ではこの課題の軽減策として、これまでの貸与方式と並行して、BYOD方式を令和6年度から採用することにしました。BYOD方式のメリットとしては、生徒が自身のニーズに合った端末を使用できることや、学校の管理負担の軽減等が挙げられます。しかし、生徒の側には経済的な負担となることから、家庭の状況や生徒のニーズに応じて、貸与方式とBYOD方式のどちらかを選択できるようにしました。このことについては、1月5日から配布しております入学願書にも説明資料を同封し、周知を図っています。

今後、高等学校の端末の更新について、国の対応方針等が示された場合は改めて今後の対応について検討したいと思っています。

報告は以上です。

松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

森田委員

ありがとうございます。

御議論されているところかもしれないですが、いろいろ考えるところがあると思います。左の方式と右の方式の一番下のところ。学生がアプリを入れたいと思うときに、左の方式だと自由に入れることができる、右の方式だと学校で管理しているので自由にアプリケーションのインストールは難しいというのは、例えば、こういうアプリだったら入れてもいいとしているのではなく、インストールはしてはいけないという感じになるのかどうか。何を申し上げたいかというと、学習のアプリで、これを入れると結構分かったりするようなアプリがあって、右方式の家庭だと入れられないが、一方はサクサクやっている。そういう格差のようなことがあったとしても、こういう方式でカバーしていきたいというような、その辺りはどうなのかと思います、質問申し上げる次第です。

商業高等学校教頭

どうしても貸与端末につきましては、管理システムを導入していますので制限があります。アプリの方も初めから導入しているわけですが、実はこの辺にしましては、教員の方からも要望がありました。生徒から申出があったりしたことから、教員のチェックが終わっているものでございましたら、容量が許す限りはプラスとして入れることができます。今まで数学の授業でもグラフを作るのにすごく良いということで、新たに入れてこともありました。その辺につきましては、左の方式で進めていきたいと思います。

森田委員

はい、ありがとうございます。

西森委員

事前に質問した部分と今思いついた部分がありますけど申し上げます。

まず1点目ですが、このBYOD方式の場合、タブレットの種類はどの程度指定されるのかというところが1点です。アップル社かアンドロイドかで全く違ってくるので、学校側としたら恐らくアップル社に統一してほしいだろうと思うのですが、その辺りの指定の在り方がどうかというのが1点です。

二つ目がセキュリティで、先ほども言いましたとおり当然貸与ですので、管理があつてインターネットなどでアクセスしてもブロックされるということに恐らくなっていると思います。逆にBY

ODの方は、保護者の考え次第で全くペアレントコントロールを掛けない人もいれば、掛ける人もいます。もっと言うと、あまり好ましくないサイトまで見ることが学校内で一部可能になってしまう可能性があると思います。健全な学校生活において、それがどの程度教育に影響があるかという問題だと思いますけれど、その辺りの管理の方法について、保護者と共有するものがあるかどうかというのが2点目です。

三つ目は、こういうことはあり得るのですかということを質問したいと思います。例えば、貸与にしておいて3年経ったときに、型落ち商品を買取りするという方法はないのかとったりしています。最近スマホとかも初期費用がすごく安くて、何年か経ったらお金を出せば自分の物になるという、車などもそのようなシステムができています。行政の財産なので簡単ではないのかもしれませんが、使用して行って3年後までに自分の物にできる方策もあっていいのではないかと考えています。結局、今1年生になった子は令和3年に購入されたものを、3年生のお下がりを貰っている状態なのですよね。先ほど言われた問題点は間違いなく生じているでしょうし、もう1クール回せるかという、アップル社としては10年使えると言うかもしれませんが、やっぱりなかなか難しい部分が出てくる気もするので、どのくらい可能か分かりませんが、場合によったら「3年後にお買い上げもできますので」という構想もあると面白いと思いました。

以上です。

松下教育長

三つありましたが、お願いします。

商業高等学校教頭

まず機種については、今の現時点ではアップルを推奨したいと考えております。先日、業者さんとも話をしまして、すでにChromeとWindowsを併用しているところもあるということですが、指導する側として混乱をするという話も聞いています。ただ、本校ではICT教育推進委員会を開いておりまして、教員と協議の上で、そのこともソフト面で乗り切れるということであれば、柔軟に対応していきたいと思いますが、現時点ではiPadを推進していくことにしております。

2点目は、保護者との共有ということですが、もちろんBYODの方は御家庭での責任となります。そのために今後、保護者への発信というものは、今までもパスルームを通じて、セキュリティに関してや御家庭で端末を使われている場合もありますので、そういう危険性は十分にあるので生徒指導支援というところから情報も発信をしております。

また、授業等でも学期当初にセキュリティについての話をし、その面については再度強化をしていく方向で進めなくてはいけないと考えております。御指摘ありがとうございます。

そして3点目ですが、買取り構想ということですが、これは非常にそういうことができたなら良いと思いましたので、可能かどうか学校としても検討していきたいと思います。少しでも保護者の負担が減るような形ができれば有り難いと思います。

御意見ありがとうございます。

西森委員

ありがとうございます。

松下教育長

ほかにありませんか。

野並委員

質問ですが、貸与方式でも生徒が自宅に持ち帰ることはできるわけですね。

商業高等学校教頭

すでにiPadでは、家庭での学習でもかなり活用していますので、継続して持ち帰りを推奨していくことを進めてまいります。

松下教育長

よろしいでしょうか。

次に、「高知商業高等学校の新たな制服「Cタイプ」の導入について」、事務局からの説明をお願いします。

商業高等学校管理主幹

高知商業高等学校では、令和6年度から新たな制服「Cタイプ」を導入いたします。

従来の学ランを「Aタイプ」、セーラー服を「Bタイプ」として、性別に関係なく自由に選ぶことができる、スラックス・ブレザータイプの「Cタイプ」を新しく加えました。「Cタイプ」は、ブレザー・スラックス・ニットシャツ・ネクタイまたはスカーフをセットにした3番目の制服となります。これまでの経過といたしまして、令和5年2月17日に開催しましたPTA、生徒、教職員3者による高知商業高校ステップアップ市商会議にて、時代の流れに沿ったジェンダーレスに対応する制服について話し合いを行い、導入を進めることを確認いたしました。

その後、管理職、主幹教諭、PTA会長・副会長、生徒指導支援部長、特別活動指導部長、生徒会長、生徒評議員長で構成される制服検討委員会を立ち上げ、検討を開始しました。新しい制服「Cタイプ」につきましては、デザイン案から絞り込んで完成した4パターンの試作品を、昨年6月に生徒が実際に試着した際の意見や昨年9月のPTA役員会議等の意見も交え決定いたしました。

現在、令和6年導入開始に向けて、1月5日から受験を希望する中学生やその保護者の皆様に文書にてお知らせをしております。

報告は以上です。

松下教育長

この件について質疑等はございませんか。

西森委員

ありがとうございます。

方向性としては素晴らしいことだと思っております。Cタイプの価格は幾らくらいかというのを保護者は興味を持つところかと思っておりますのでお願いします。

商業高等学校教頭

価格につきましては、学ランタイプですと夏の半袖やカッターシャツ、そして冬服の長袖シャツ、夏のスラックスなど、1年を通じて使う場合、かなり幅がありまして、大体約35,000円から56,000円ぐらいかかります。そしてBタイプのセーラー服ですと、これも素材にもよりますが40,000円から50,000円を超してしまうというようなところです。Cタイプは全部含めまして、大体60,000円以内に収まるように設定しています。夏服等をのけた場合ですと、ほぼ同価格帯になるというような形で設定をさせてもらっています。

西森委員

はい。ありがとうございます。

松下教育長

ほかにありましたら、お願いします。

森田委員

ありがとうございました。

お財布事情も良く分かりました。今高2の学生は高3の最後1年だけになるが、Cタイプを着てみるというのもOKということですか。今の中3生だと3年間着るとのことですね。もうそういうことをなさっているかもしれないですけど、決して安くはないので高3生だと1年着たらそんなに汚れないかもしれないので、例えば学校のバザーとかで先輩と後輩で譲りあってAタイプもBタイプも着られるとか、そういうのもあってもいいというふうに思いました。

商業高等学校教頭

御意見ありがとうございます。

高校2年生・3年生であっても、後1年であっても購入できる方向で今話を進めています。そしてその1年後にということで、これは同じ中学校の先輩後輩というつながりですと、十二分にあると思います。新しいのが欲しい御家庭もありましたら、やっぱりお財布に優しい方がいいという御家庭もあると思いますが、そこは学校としてはバザー等は開いていないですけども、そういう形でやられている御家庭もあるとは聞いています。また、中学校の学ランでございましたら、そのまま使いたいときには刺繍を変える等をして、そのまま使えるようなこともしていますので、今後そういうところも柔軟にやっていけたらと思います。

森田委員

ありがとうございます。

野並委員

Aの夏服とCの夏服のイメージで、高知の夏は暑いですのでCの上着はいらぬ、ネクタイはするなどがあたりはしますか。

商業高等学校教頭

ネクタイに関しましては、実はそこがかなり意見が割れているところがございます。正直に申させてもらいますと、ビジネス高校としてやはりネクタイを着けた方がいいのではないかとということ、やっぱり学期に応じて暑い時期はのけても良いのではないかと。今の最大有力候補が高知市のクールビズに合わせて動いていこうという流れになるのではないかと考えております。教員ものけておりますので、そういう方向で考えております。

野並委員

そうなりますと、夏に関してはAとCが実は同じになってしまうという、そんなことはないですか。

商業高等学校教頭

若干ですけれど、Cタイプがどちらかということと性別に関係なく選べるということから、下着等が見えにくいような形になります。Cタイプに関してはニットタイプということで、そういう意味で安心して着られるものを準備をさせてもらっている状態です。

ですので、今後Cタイプの方に統一していくというような流れも、ひょっとしたら生まれるかもしれませんが、今のところはAタイプ・Cタイプ、デザインが出てきたところでの形で、Cタイプ・ニットタイプのものでの採用ということになります。

野並委員

ありがとうございました。

西森委員

野並さんから出た話の流れで私もちょっと思っていたのが、ドレスコードというのはどういうふうに設定していくのかと思っておりました。今、校則の見直しが言われている中で、新しい制服が導入されて、いたずらに服装ルールを作るのもどうかとは思いますが、かといって自由になるとやっぱり子供たちは非常に自由な発想で考えるので、このCタイプも多分着崩そうと思えば幾らでも頑張るのだと思います。今のお話で夏にネクタイをどうするかというのは、まさにそういった部分に関わってきて、クールビズであれば、恐らく公式行事であっても大人もネクタイしなくて良くなっているのですよね。集会のときとか始業式・終業式のときだけはきっちりしましょうというドレスコードの在り方もあるのでしょうか。そこのところ、誰がどういうふうに考えて何を正解とするのか結構難しいと思いました。クールビズで国が推奨している形に合わせるのが一番無難なのでしょうね。そういうふうに思いました。

ちなみにスカートの長さチェックとかは今もしているのですか。今はしていないですか。

商業高等学校教頭

今のところ校則に関しては、かなり柔軟な形で対応しています。厳密に何センチとかという時代はもう終わりましたので、将来、企業に面接に行く、もしくは受験に行く、そのときの格好が標準であるということで、今後また生徒同士の話し合いも含めてルールというよりは、「こういうことを守っていくと社会人としても通用するよね」というところの話し合いを、今後持っていけたらと思っています。その動きを学校内で作っていくという、教員同士の確認はしております。

西森委員

はい、ありがとうございます。

松下教育長

よろしいでしょうか。

それでは関わりもありまして、次に「高知市立中学校の制服の状況について」、事務局から説明をさせていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

人権・こども支援課長

高知市立中学校制服の状況について、御報告いたします。お手元の資料を御覧ください。令和3年9月の市議会定例会におきまして、「全ての高知市立中学校で性別に関係なく制服を選べる、ジェンダーレス制服を採用してほしい」との請願が採択されました。この資料は令和3年9月以降、新学期ごとの中学校制服の変化について令和6年4月予定まで示しています。凡例の「女子スラックス」はスカートに加え女子生徒がスラックスを選択できる条件を整えたこと、「第3の制服」は詰襟学生服やスカートに変わり、男女ともブレザー型で女子生徒がスカートとスラックスを選択できるものです。ほとんどの学校はこれまでの制服を選ぶことも可能とし、移行期間を設けております。制服は各学校の校則により定められており、保護者や地域の願いや思いが込められております。高知市立中学校は全部で19校ございますが、令和3年度当初は、男子生徒は19校全てが詰襟学生服、女子生徒はブレザー型が13校、セーラー服型が3校、上下つながっているジャンパースカート型が3校でした。令和3年9月時点では個別に対応する事例もありましたが、多くの学校では校則による対応はできておりませんでした。その後、各学校においては職員会などで情報共有を行い、生徒会主催の生徒総会を通して生徒の意見や要望を受け止める中で、生徒会や教職員、PTA等も含めて制服についての議論が進められてきております。

生徒やPTAからの意見には、防寒対策や防犯上の視点、安全面・耐久性等の機能面のほか、ファッション性の観点からズボンスタイルを希望する声も多く、それらの意見を受け止め、校則の見直しを図る中で性別に関係なく制服を選べる状況となっております。

令和6年4月予定で未実施対応中の1校となっている中学校においても、現在対応中と聞いております。

報告は以上です。

松下教育長

御質問がありましたらお願いします。

森田委員

二つあります。一つは予定の中の1校が今未実施で対応中ということですが、これはその学校は、やはり女子スラックスか第3の制服かを採用しようという方向なのか、あるいは協議はしているのだけれども、未実施とか何か理由があってしないかもしれないとか、どういう状況なのかというのが一つです。

それからもう一つは、この3年間の間でかなり制服は変わっているのですが、何か問題になったということが学校の中であったのかどうか、あまりないのかどうなのかと思ひましてお尋ねしたいです。お願いいたします。

人権・こども支援課長

まず1点目の未実施対応中1校というのは、制服というのは学校の校則で決めるわけでございますけれども、生徒総会というのを毎年大体6月くらいに行いまして、生徒の要望を聞きながら制服を変えていっています。ジェンダーレスの制服を着ること、生徒の様々な要望、女子生徒であれば冬は正直寒いことであったり、掃除中に膝をつきながら掃除をするので痛いということや、スカートを履いている中で防犯上どうなのかという保護者の不安であるなど、様々な要望の中で意見を受け止めていくということで、新しい制服イコール、ジェンダーレスではない形で進めているので、そういう変更を中学校としては行っているところです。ただ学校によっては、生徒たちの要望の中に全くそういうのがない学校もありますので、生徒を中心とした「性の多様性」に対する学習や、それから授業でそういう学習をする中で、生徒に問題意識ができて、生徒総会に新しい制服の意見を出す生徒たちが増えてきたことで、非常に制服が変わっているという状況です。

ですから、これ以降についても生徒の中でそういう多様性に対する理解や変革を求めた声が響いた中で進めていますので、生徒と保護者に対しても説明責任を果たしながら最終的には変えていこうという状況です。

それから制服を変えたからという問題はあまり聞いていないですけれども、令和3年・令和4年と他市町村から転校・編入してくる生徒さんが「今の自分の地域にはスカートしかないのでズボンがあるだろうか」という問合せや、高知市内の学校でも「スカートでなく、ズボンでいきたい」という声が令和3年・令和4年と、数は少ないですけどもありまして、そういうことに対して制服が整って良かったという声は聞いております。制服が変わったから起きた問題は今のところ聞いておりません。以上です。

森田委員

はい、ありがとうございました。

西森委員

未実施のところの話は大体そういうことと思いました。女子のスラックスを認めているという、ここの動きが結構面白いと思って見ていまして、先ほどからちょっと計算したのですが、令和3年9月の段階だと、元々未実施が17校、それが翌年6校になるにあたって11校減って、これが恐らくごっそり女子スラックスに移行しているのですね。女子のブレザータイプだったので、移行が容易だったのでスラックスという選択を多分増やした、その翌年の未実施校が3校に減ってこの3校がどこに行ったかという、一つが女子のスラックスOKにしたところについて、残り2校は第3の制服に入れ替えるという形にした、そして、その次の令和6年4月の予定になると、今度は女子スラックスのところは13校から7校に減るという動きを見せて、ここで減った6校がどこに行ったかというところが第3の制服に移行して、それから未実施だったところの2校がこれも第3の制服に移行したということで、過渡期にあるこの7校なのですが、ここはもうこれで安定しそうな感じなのか、今の議論状況だけで良いのですが、この状態で安定でも良いのだと思うのですが、これについてはまた第3の制服に移行するという動きは出ているのでしょうか。

人権・こども支援課長

実は令和4年4月の1校で第3の制服へ移行というのは土佐山学舎です。2年間の検討を経て、令和3年時点では来年からこうするというのがありました。それからやはり中学校としましては、ブレザー型はチェンジし易いのですが、セーラー服型と特にジャンバースカートのいたっては、合服はつながっており、なかなか変更が難しいということです。

セーラー服の下にスラックスをくっつけたというだけでも変更になるのですけれども、そういう中で言いますと、令和4年・5年の4月、青柳中学校や旭中学校のジャンバースカートの学校が制服を切るわけにもいきませんので、新たに新しい第3の制服を導入いたしました。そうすると、型紙ができると制服の値段がぐっと安くなります。今現在は、詰襟服が一定安いと言われていますが、全国的にもブレザー型が増えてきていますので、今後10年位していくと、需要と供給の関係

で詰襟が高くなってブレザー型が安くなっていくこともあると思います。そういう中でとりあえずスラックスを導入したという学校も、型紙ができて安易に変更ができるようになってくると、最終的には男性も女性も自分の選択した制服をとということになってくるので、そういう形で言うと、今後第3の制服が増えてくるのではないかと思います。そうしながらも保護者の中には自分が着た制服を着せたいという保護者の方もいらっしゃいますし、地域の中にはそういう思いもありますので、両方の制服を一定期間、同時に許可しながら柔軟な対応をしていく中で進めていくということでございます。

西森委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

松下教育長

よろしいでしょうか。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後5時30分

署 名

教育長

4番委員
